

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国においては、少子化の進展に伴い、人口減少社会へと本格的に突入しています。一方、本市においても、やや緩やかな傾向ではあるものの、人口は減少局面へ入り、中長期的な人口減少が進むと予想されています。

こうした中、平成15年の少子化社会対策基本法等に基づき、保育サービス等の充実や地域社会における子育て支援体制の整備等の総合的な施策が講じられてきました。しかしながら、平成24年には、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援関連三法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「児童福祉法」の改正を含めた「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が制定されるなど、子ども・子育て支援を支える新たな制度となる「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートしました。

子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度であり、必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指すものとされており、子ども・子育て支援法において位置づけられた「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各市町が具体的な推進を図っています。

本市においても、平成26年度に「亀山市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、各施策の推進を図ってきたところですが、令和元年度に計画最終年度を迎えることとなります。そうしたことから、引き続き、計画的な子ども・子育て支援を推進していくため、「第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」という。）」を策定するものです。

【計画に関連する主な法律】

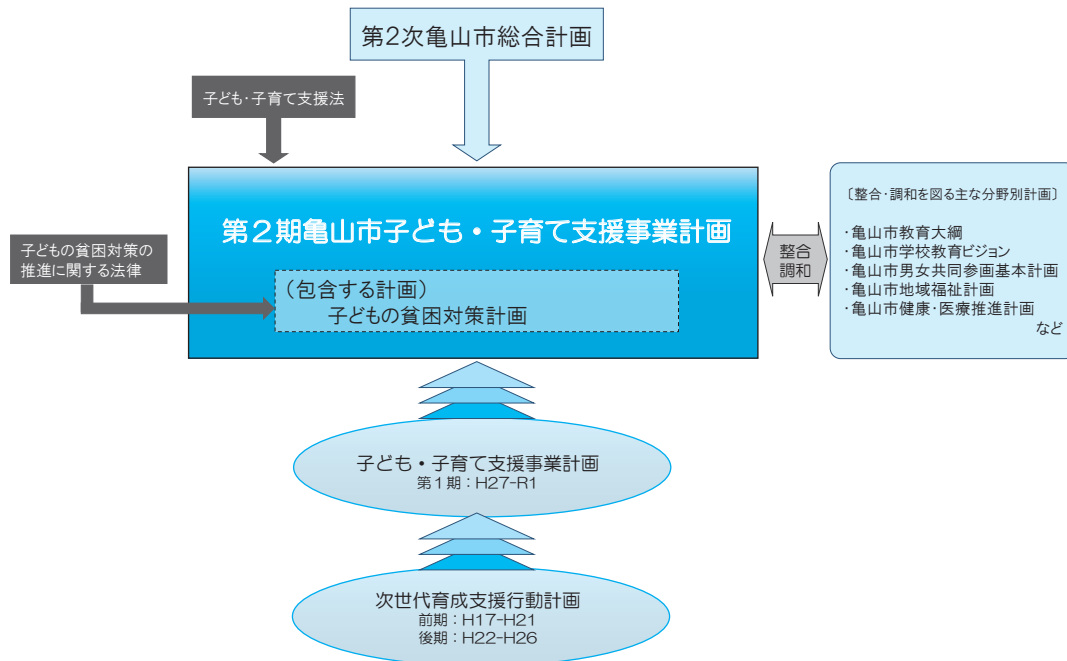
- ・子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）
- ・児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）

2. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。策定にあたっては、「第1期計画」の評価や、平成31年1月に実施したアンケート調査結果を踏まえ、現在のニーズの動向等を的確に反映します。また、市の最上位計画である「第2次亀山市総合計画」を上位計画とし、他の関連する分野別計画との整合性を図ります。

なお、本計画においては、子どもの貧困対策推進法第9条に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」の内容を併せ持つものとして策定します。策定にあたっては、国の定める「子供の貧困対策に関する大綱」などとともに、平成31年1月に実施した子どもの生活実態に関する調査結果を踏まえ、困難を抱えている子どもやその世帯の課題等に対応する施策を反映します。

[計画の位置付け等のイメージ]



3. 計画の期間

計画期間は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、様々な状況の変化等により計画の見直しが必要となる場合には、適宜計画の見直しを行います。

